

**令和4年度も引き続き補助金の交付申請を募集します！**

## 新潟県文化芸術活動支援事業補助金

### 募集要項

#### 1 申請受付期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月10日（金）まで

※上記期間内で補助事業実施の2週間前までに提出してください。間に合わない場合は、県にご相談ください。

※予算額を超える申込みがあった場合は、受付期間内であっても受付を終了します。

#### 2 受付方法

メール、郵送又は持参となります。

※令和4年度より受付メールアドレス及び担当部署名が変わります。

また、全ての書類を電子メールで提出できるようになりました。

（メール）ngt150030@pref.niigata.lg.jp

（郵送先）〒950-8570（住所記載不要）

新潟県観光文化スポーツ部文化課文化事業係 宛

※封筒表面に「文化芸術活動支援事業補助金申請」と記入してください。

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。

#### 3 問い合わせ先

新潟県観光文化スポーツ部文化課文化事業係

TEL：025-256-8495

FAX：025-280-5764

メール：ngt150030@pref.niigata.lg.jp

（受付時間）平日8時30分から17時15分まで

#### 4 申請に必要な書類の入手方法

新潟県ホームページからダウンロードできます。

「新潟県トップページ」→「組織別」→「観光文化スポーツ部 文化課」  
→「新潟県文化芸術活動支援事業補助金」

（ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunka/geijutsusienr4.html> ）



新潟県

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動の縮小や公演の中止を余儀なくされている文化芸術団体等の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた文化芸術公演、展覧会等（以下、「文化芸術公演等」という。）を開催する取組に要する経費に対して補助金を交付します。

## 2 補助対象者

補助対象者は、新潟県内に居住、又は県内を主な拠点に音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術等の活動を行っている団体又は個人（以下「団体等」という。）とします。

ただし、下記のいずれかに該当する団体等は対象外とします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- ④ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## 3 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、次に掲げる事項を全て満たすものとします。

- ① 新潟市を除く県内の文化施設等を利用し、広く県民に文化芸術の鑑賞機会を提供するもの
- ② 申請者が当該文化芸術公演等において、各業界団体で作成する業種別ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じているもの
- ③ 複数の市町村から不特定多数の集客を行うもの

## 4 補助の対象とならない事業

次に掲げる場合は、補助金の対象としません。

- ① 学芸会及び発表会などで特定の者のために実施されるもの
- ② 第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権その他の権利を侵害するもの

- ③ 国又は他の地方公共団体の主催又は共催するもの（ただし、国又は地方公共団体が他の団体と主催又は共催するものであって、かつ財政支出を伴わないものを除く。）
- ④ 寄附や勧誘を主な目的とするもの
- ⑤ 政治活動又は宗教活動に係るもの
- ⑥ 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの

## 5 補助率及び補助上限額

補助対象経費の10/10、上限額100万円

※千円未満切り捨て

## 6 補助対象期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

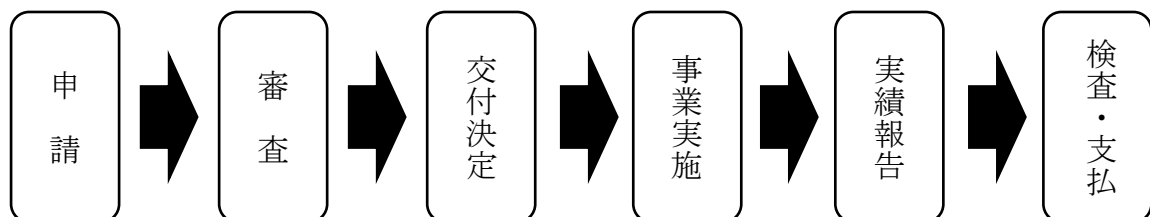
※補助事業の延期等により、実施期間が上記対象事業期間外となった場合は、交付決定後であっても当該補助事業は補助対象外となり、補助金の交付は行えませんので、予めご了承の上、申請してください。

## 7 補助対象経費

項目	内容
施設使用料等	<p>補助事業を実施するために直接要する文化施設等の施設使用料及び付帯設備の使用料（本番及び本番と連続したりハーサルのために利用したものに限る。）</p> <p>※ 付帯設備については、事業の目的から逸脱する過大な使用は除く。</p> <p>※ 施設使用料等の減免を受けている場合は、減免後の施設使用料等を対象経費とする。</p>
感染防止対策に係る経費（購入費又は賃借料）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーモカメラレンタル</li> <li>・消毒設備</li> <li>・非接触体温計</li> <li>・透明ビニールカーテン</li> <li>・ゴーグル</li> <li>・フェイスシールド</li> <li>・エプロン</li> <li>・マスク</li> <li>・アルコール消毒液</li> <li>・消毒用ウェットティッシュ</li> <li>・手袋</li> <li>・洗剤・漂白剤 他</li> </ul> <p>購入費については単価5万円（税込）を超えるものを除</p>

	く。
その他、感染症防止対策に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時に雇用した医療スタッフ等の人件費</li> <li>・検温、消毒など感染症対策のみに従事するスタッフの人件費 他</li> </ul>
補助の対象とならないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税</li> <li>・同一の経費について、国その他行政機関から補助金等の交付を受けているもの</li> <li>・助成対象年度と異なる会計年度に属する経費 (前年度に助成対象年度の事業に係る会場を予約し、<u>施設の規定により使用料を前払いした場合は補助対象となります。</u>)</li> <li>・販売目的の物品等又はその原材料の購入費</li> <li>・本補助金の目的に照らして、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの</li> </ul>

## 8 事業の流れ



## 9 申請手続き

提出時期	提出書類	提出期限
事業開催前 (交付申請)	① 新潟県文化芸術活動支援事業補助金申請書 (別記様式第1号) ② 誓約書 (別記様式第2号) ③ 申請する対象経費の一覧 (別記様式第3号) ④ 対象経費に係る見積書又は金額を確認できるもの ⑤ 補助事業に係る収支予算書 ⑥ 施設使用許可書の写し (予約状況を確認できるもの) ⑦ 口座情報を確認できる通帳等の写し (カナ名義まで確認できるもの) ⑧ (団体の場合) 規約 (会則)、会員名簿の写し ⑨ (個人の場合)	令和4年4月1日 (金) から令和5年3月10日 (金) まで ※上記期間内で <u>補助事業実施の2週間前</u> までに提出してください。間に合わない場合は、県にご相談ください。 ※予算額を超える申込みがあった場合は、受付期間内であっても受付を終了します。

	本人確認書類の写し（運転免許証（両面）又はパスポート）	
事業開催前 （概算払いが必要な場合又は令和5年3月1日以降に事業を実施する場合）	① 新潟県文化芸術活動支援事業補助金概算払請求書（別記様式第8号）	随時
事業開催前 （事業費の20%に相当する額を超える変更がある場合）	① 新潟県文化芸術活動支援事業補助金事業変更承認申請書（別記様式第5号） ② 交付申請書の添付書類に記載事項に変更がある書類	随時
事業終了後 （実績報告兼請求）	① 新潟県文化芸術活動支援事業補助金実績報告書兼請求書（別記様式第6号） ② 申請する対象経費の一覧（別記様式第3号） ③ 補助事業に係る収支決算書 ④ 施設使用料領収書の写し ⑤ 付属設備使用料領収書の写し ⑥ 付属設備使用料明細書の写し ⑦ 購入した衛生設備、衛生用品等の領収書すべての写し ⑧ 当日のチラシ・プログラム等	【事業実施が2月28日以前の場合】 事業を実施した月の翌月15日まで 【事業実施が3月1日以降の場合】 令和5年3月31日まで

## 10 概算払い

概算払いの請求があった場合は、請求の内容を審査し、必要と認めるときは、概算払いを行います。

ただし、令和5年3月1日以降に事業を実施する場合は、交付決定通知を受領後、文化課の指示に従い、概算払請求を行ってください。

## 11 その他

- (1) この補助金の交付決定後、正当な理由なく公演等を開催しなかった場合や交付申請書に虚偽の記載内容があった場合は本補助金の交付決定を取り消します。
- (2) 本補助金については、国の交付金を活用して実施しているため、補助金に

係る支出書類を整備し、事業年度終了後5年間保存してください。

- (3) 補助事業の内容又は経費を変更（事業費の20%に相当する額を超えない軽微な変更は除く。）する場合や、やむをえない事情により事業を中止する場合などは、速やかに文化課まで連絡してください。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大予防対策については、下記の内閣官房ホームページに記載されている「業種別ガイドライン」を確認してください。  
(<https://corona.go.jp/>)
- (5) 県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術関係者（施設、文化芸術団体、アーティスト等）の活動維持・継続を支援するため、「新しい生活様式」やガイドラインによる活動について専門家が助言する相談窓口を設置しています。文化芸術公演等の開催に当たり、感染症対策について不明な点がある場合は、下記の相談窓口をご利用ください。

窓口	連絡先	時間
アーツカウンシル新潟 住所： 〒951-8062 新潟市中央区西堀前通 六番町 894 番地 1 西堀六番館ビル 5 階 ホームページ： <a href="https://artscouncil-niigata.jp/">https://artscouncil-niigata.jp/</a>	電話：025-378-4690 メール： artscouncil@niigata .email.ne.jp	午前9時～ 午後5時15分  ※土日祝日除く

※ご相談は、電話・メール・オンライン会議システム（Skype、zoom 等）での対応が基本となりますが、感染防止対策を講じた上で、対面でのご相談も可能です。ご相談をご希望の方は、電話もしくはメールにて事前にご予約をお願いします。